

宇治市総合教育会議設置要項（案）

（目的及び設置）

第 1 条 本市の教育に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、宇治市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- （ 1 ） 本市の教育に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- （ 2 ） 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育の重点的に講ずべき施策
- （ 3 ） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（構成員）

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもつて構成する。

（会議）

第 4 条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第 5 条 市長は、第 2 条の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第 6 条 会議は、公開する。ただし、市長は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（非公開とする議題についての指針）

第 7 条 前条第 1 項の規定により非公開とすることができる議題は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （ 1 ） いじめ、自殺その他の児童生徒に関する議題であつて、公にすることにより、児童生徒の権利利益を害するおそれがあるもの
- （ 2 ） 施設の整備、補助金の交付その他の予算に係る議題であつて、予算案が公表される前に公にすることにより、当該予算に係る事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- （ 3 ） 前 2 号に掲げるもののほか、宇治市情報公開条例（平成 17 年宇治市条例第 4 号）第 6 条に規定する非公開情報を含むもの

(議事録)

第 8 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録には、開会の日時及び場所、出席者の氏名及び議事の内容を記載しなければならない。

3 議事録は、会議に出席した構成員及び意見を聴取した者による記載事項の確認後、第 6 条第 1 項ただし書きの規定により非公開とした部分を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成 2 7 年 5 月 日から施行する。